

令和3年度 施策評価表(令和2年度決算評価)

施策名: 地域福祉
 施策番号: 06 - 01

1 基本情報

施策名	06 地域福祉	展開方向	01 地域の課題に関心を持ち、行動し、「支えあい」をはぐむ人づくりを進めます。
主担当局	健康福祉局		

2 目標指標

指標名	方向	目標値 (R4)	実績値						進捗率 (R2)
			H28	H29	H30	R1	R2	R3~R4	
A 身近な地域活動に参加している市民の割合	↑	30.0 %	24.1	19.9	17.6	19.3	15.3		51.0%
B 市民活動団体と共催による福祉学習受講者数	↑	720 人	-	351	137	218	24		3.3%
C 市民活動団体と協働する高校・大学生数	↑	450 人	-	-	350	344	368		81.8%
D									
E									

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和2年度実施内容を記載)	
行政が取り組んでいくこと	■支えあいをはぐむ人づくり
【福祉学習の推進】 (目的)市民が地域や福祉等に関して正しく理解し、地域の様々な課題に気づき、自分のこととしてとらえ、その解決に向けて自ら取り組んでいく意識を醸成する。 (成果)①地域福祉推進協議会で「要配慮者」への理解を目的とした講座実施の協議を行うとともに、6地区での実施に向けて地域振興センター及び尼崎市社会福祉協議会(市社協)と協議を行った。その結果、立花地区でのインクルーシブ防災講演会や地域の集まりで災害時要援護者支援の勉強会が行われ、自分たちも学びの場をつくりたいといった意見や避難行動要支援者名簿の提供につながるなど、地域課題を我が事とする意識醸成が進んだ。 ②福祉学習の周知に向け、みんなの尼崎大学学びの検索サイト等を活用するほか、地域振興センター、市社協と連携し活動の未実施地区を対象としたポスティングや福祉関係事業所への呼びかけ等の情報発信に努めたものの、コロナ禍での講座の延期等で受講者数の減となった。(みんなの尼崎大学ささえあい分野等・登録講座数R1:12講座 R2:11講座)(目標指標B) ③活動を補助する市社協では、感染症対策として地域の活動団体のリーダー等に限定し、小規模での研修会等を開催した。(市社協主催講座等開催数、参加者数、R1:118回/2,952人、R2:62回/1,244人(延べ参加人数)) (課題)①②③コロナ禍で受講人数の制限など開催方法に制約があるため、地域ごとに少人数での開催やICTを活用した学びの場づくりなどの開催方法の検討が必要となる。	
【地域福祉活動の新たな担い手の発掘・育成・支援】 (目的)地域社会が抱える様々な課題の解決やまちづくりを進めていくために、性別、年齢、障害の有無、国籍、地域住民かどうかに関わらず、全ての市民が主体的に地域の担い手として活躍できる仕組みづくりを進める。 (成果)④コロナ禍で活動を躊躇していた大学等に対し、ICTを活用した活動例の紹介や、市社協や地域振興センターと連携し、コロナ禍でも活動する市民活動団体の情報提供を行い、子ども食堂での活動の継続や新たな子育て支援などの学生主体の地域貢献活動が行われた。(目標指標A・C) ⑤こうした取組により、「支えあいの人づくり支援事業」を活用して合計10校15グループ368人の高校生・大学生が市民活動団体と協働し地域貢献活動に取り組んだ。(R1:9校15グループ344人、R2:10校15グループ368人)(目標指標A・C) ⑥様々な地域資源情報を公開し、検索できる地域情報共有サイトの導入に向けて、地域資源を把握する地域振興センター等の関係部局や市社協と検討を行った。 ⑦学生等の活動のきっかけや新たな担い手の確保に向け、みんなの尼崎大学のポータルサイトやFMあまがさき等で、学生等と市民活動団体が連携した取組の情報発信を行ったほか、民生児童委員や保護司の担い手確保に向けて、FMあまがさきや市ホームページによる活動紹介を行った。 ⑧市社協が各支部に設置したささえあい地域活動センター「むすぶ」では、地域住民や支援機関からの買い物等の困りごと相談に登録者をマッチングする取組を進めた。一方で、コロナ禍でボランティア登録者の呼びかけ機会が減少し、新規登録者数は減少する結果となった。「むすぶ」新規登録者数 R1:80人 R2:59人、マッチング数 R2:60人 (課題)④~⑦市民の主体的な参加を促進するために、地域福祉活動に取り組む市民活動団体や活動場所等の最新の情報提供が必要となる。	
【地域福祉活動を支援する人材の育成】 (目的)多様化・複雑化する課題の解決に向けて、地域の様々な活動、専門機関をつなぎ、支える人材を育成する。 (成果)⑨南北保健福祉センター、子どもの育ち支援センター(いくしあ)、地域振興センター職員向けに、地域の支援関係者に対する理解を促進するため、民生児童委員の役割や活動等の研修動画の作成や国の保護司活動紹介動画、民生児童委員活動紹介の機関紙送付による周知を行った。また、新任民生児童委員等に関係機関や各種制度に関する研修を実施した。 ⑩市社協の地域福祉活動専門員(生活支援コーディネーター兼務)に対して、兵庫県社会福祉協議会が主催するCSW研修受講経費等を補助することで、住民ニーズの多様化・複雑化に対して様々なネットワークを活かした活動や支援を行うための専門性の向上に取り組んだ。 (課題)⑨コロナ禍で課題を抱え、潜在化する市民の早期把握のために、これまで以上に地域の支援関係者と専門機関が連携し取り組む意識を高める必要がある。 ⑩多様化・複雑化する課題の解決に向けて、引き続き、地域福祉活動専門員の個別支援や地域づくりに向けた専門性の向上が必要となる。	

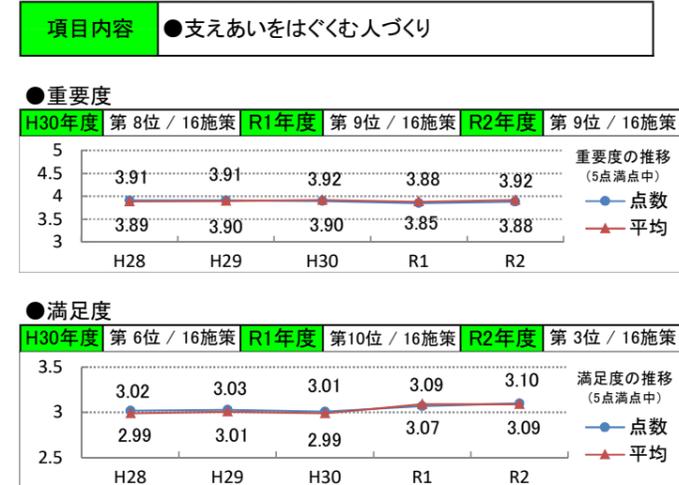
3 主要事業一覧

令和3年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

令和2年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

令和元年度(平成31年度) 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

4 市民意識調査(市民評価)



6 評価結果

令和3年度の取組	評価と取組方針
【福祉学習の推進】 ①②③地域振興センターや市社協と連携し、身近な地域課題を共有するためのICTの活用等も含めた学びの場づくりを行う。 【地域福祉活動の新たな担い手の発掘・育成・支援】 ④~⑦学生等が地域活動に参加しやすい環境づくりに向けて、引き続き、地域振興センターや市社協と連携し、協働先となる市民活動団体の紹介等を行うとともに、様々な地域資源情報を公開し、検索できる地域情報共有サイトの運用を通じて、市民の主体的な活動を支援する。 ⑧活動の協力が得られやすい既存の活動団体での活動者や「むすぶ」登録者への勧奨等、効果的、効率的なマッチングの手法について、地域振興センター及び市社協と協議を行う。 【地域福祉活動を支援する人材の育成】 ⑨引き続き、南北保健福祉センター、いくしあ、地域振興センター職員と地域の支援関係者との相互理解を図るための研修や情報発信を行う。 ⑩地域福祉活動専門員の研修経費の補助や人事交流などの支援を通じて、個別支援や地域づくりに向けた専門性の向上を図る。	・「むすぶ」登録者数は順調に増加している。今後は活動希望者と地域活動のマッチング内容を分析する中で、ニーズを把握するとともに、分野を問わず地域活動への参加を希望する者に対して、地域で必要とされている分野の具体的な地域活動を提示するなど、さらなるマッチングを推進する。 ・そのため、地域情報共有サイトの稼働を機に地域振興センターと市社協の連携を強化し、担い手の確保が必要となっている地域活動の把握と共有を進める。
主要事業の提案につながる項目	

令和3年度 施策評価表(令和2年度決算評価)

施策名: 地域福祉
 施策番号: 06 - 02

1 基本情報

施策名	06 地域福祉	展開方向	02 市民や多様な主体が福祉課題を共有し、参画・協働して解決する地域づくりを進めます。
主担当局	健康福祉局		

2 目標指標

指標名	方向	目標値 (R4)		実績値						進捗率 (R2)
				H28	H29	H30	R1	R2	R3~R4	
A 身近な地域活動に参画している市民の割合	↑	30.0	%	24.1	19.9	17.6	19.3	15.3		51.0%
B 要援護高齢者等見守り活動地域	↑	75	地区	42	42	43	45	46		61.3%
C 高齢者ふれあいサロンの実施数	↑	225	団体	69	97	107	110	114		50.7%
D 地域福祉活動等把握数(延べ)	↑	964	団体	683	786	887	947	1,080		100%
E										

3 主要事業一覧

令和3年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和2年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和元年度(平成31年度) 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

4 市民意識調査(市民評価)



5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和2年度実施内容を記載)	総合戦略	④
<p>行政が取り組んでいくこと ■市民や多様な主体の参画と協働による地域づくり</p> <p>【地域が主体的に課題解決を図るための多様な活動主体が協議する場づくり】 (目的) 複雑化・多様化する地域課題にきめ細やかに対応するために、多様な活動主体や様々な専門機関が、地域の活動と連携、協働しながら取り組むため、地域、専門機関、市の協議の場を構築する。 (成果) ①6地区の地域福祉ネットワーク会議では、コロナ禍での地域活動の実施に向けた各団体独自で取り組む感染症対策の紹介パンフレット等の作成のほか、ゴミ屋敷等の事例の協議が行われた。(地域福祉ネットワーク会議参画団体数: 中央7、小田25、大庄8、立花8、武庫12、園田39) ②地域振興センターや関係部局、尼崎市社会福祉協議会(市社協)とともに、市や市社協が把握する様々な地域資源情報を共有する地域情報共有サイトの導入に向けた検討を行った。 (課題) ①会議参加者が拡大することで各団体選出メンバーの交代により継続協議が困難といった課題があることに加え、コロナ禍においては、会場の利用人数の制限や福祉事業者等の支援関係者の参画が困難といった課題もあり、会議の開催手法等の検討が必要となる。</p> <p>【地域での見守り・支え合いの充実】 (目的) 支援を必要としている、いないに関わらず、子どもから高齢者まで、誰もが孤立することなく、地域のつながりの中で安全・安心に暮らすために、多様な見守り、支え合いを進める。 (成果) ③社会福祉連絡協議会圏域に限定しない見守りの実施に向けて、各地域振興センター、市社協と協議を行った。立花地区では試行的に見守り未実施エリア約1,500世帯に活動希望者を募るきっかけとなる要配慮者への理解を深める防災×福祉講座を開催した。受講者からは「地域活動へ発展させ実践したい」といった声があったほか、ボランティア登録にもつながった。 ④見守り活動者の負担感の軽減につなげるため、見守り名簿と避難行動要支援者名簿を一体的に管理・運用するシステムを各地域振興センター等に設置するとともに、このシステムを活用して、地域からの問い合わせへの迅速な対応や日ごろの見守りにおける地域への情報提供等が行えるよう市社協と協議を行った。 ⑤市社協と連携し、「高齢者等見守り安心事業」重点地区11カ所に働きかけを行い、新たに1地区が立ち上がり計46地区で見守り活動が行われた。また、コロナ禍で停滞する活動再開に向けて、「新しい生活様式」を踏まえた見守りのポイントをまとめたチラシを作成・配付した。(目標指標A・B) ⑥ふれあい喫茶等の活動団体に対し、地域福祉活動専門員が、感染症対策を実施して活動する団体の事例を紹介したパンフレット等の配布や感染症対策の助言を行い、活動継続を支援した。(目標指標C) (課題) ③試行的取組により、ボランティア登録につながった受講者を中心に、活動につなげるための働きかけや組織化支援等が必要となる。 ⑤⑥コロナ禍で活動が停滞しないよう、引き続き、安心して活動できる取組の周知等の支援が必要である。</p> <p>【地域福祉活動の推進】 (目的) 誰もが安心して、その人らしく、生きがいのある暮らしを送ることができる地域づくりを進めるために、多様な手法により、様々な困りごとや不安等に対応した地域福祉活動を推進する。 (成果) ⑦コロナ禍で活動を躊躇する大学等に対し、ICTを活用した活動例の紹介や、市社協や地域振興センター等とともにコロナ禍で活動する市民活動団体の情報提供を行った。学生が関わることで、子ども食堂で学習支援が行われるなど既存の地域福祉活動の充実が図られた。(目標指標D) ⑧地域福祉推進協議会において、地域福祉ネットワーク会議で課題提起された「地域活動の場所の確保」をテーマに、会場確保における課題や活用可能な場所の協議を行うとともに、高齢者が活用できる会館等の情報が掲載された「尼崎市シニア元気UPパンフレット」による情報提供を行った。 ⑨教員とスクールソーシャルワーカーから、コロナ禍で小学校が休校になったことで、一人親世帯等の「心配な家庭」の子どもの相談を受けた地域福祉活動専門員が、子ども食堂関係者や地域ボランティアに働きかけたことにより、弁当等を提供する「子ども食堂出張プロジェクト」が新たに立ち上がった。 (課題) ⑥⑦⑧コロナ禍でこれまでの地域福祉活動の実施が困難となる中で、虐待等のコロナ禍でリスクが高まる課題に対応した、地域で安心して過ごせる居場所など、様々な地域福祉活動が必要となる。</p> <p>【社会福祉法人、企業、NPO等による地域貢献の推進】 (目的) 社会福祉法人、企業、NPO等が地域社会の一員として、それぞれの強みを活かし、地域の様々な団体や地域住民と協働し、課題解決に取り組むことを推進する。 (成果) ⑩尼崎信用金庫と見守りや災害時支援に関する連携を図るための「地域福祉の推進に関する協定」を締結したほか、地域住民の避難支援に取り組む株式会社運営する老人福祉施設2施設を福祉避難所に指定する協定を締結した。 (課題) ⑩社会福祉法人、企業、NPO等の活動の把握とともに、活動につながるよう社会資源等の適切な情報提供が課題となっている。</p>		

6 評価結果

評価と取組方針
<p>・地域での見守り活動については、令和2年度に構築した要支援者システムを活用する中で取組を推進する。</p> <p>・見守り未実施地区については、立花地区での取組を参考に、見守り活動の担い手の発掘やグループ化を進め、未実施地区の解消に取り組むとともに、全市域での見守り活動の実現に向けた、より効果的な進め方について検討する。</p>

令和3年度の取組
<p>【地域が主体的に課題解決を図るための多様な活動主体が協議する場づくり】 【社会福祉法人、企業、NPO等による地域貢献の推進】 ①～⑩地域振興センター及び市社協とコロナ禍でも多様な団体が参画できる会議開催方法や安全に地域活動を行う方策について検討を行い、その周知を行う。 ①～⑩地域振興センター及び市社協と、地域情報共有サイトを活用し、様々な地域課題解決や地域福祉活動を推進するための方策について検討を行う。</p> <p>【地域での見守り・支え合いの充実】 ③～⑥引き続き、地域振興センター及び市社協がそれぞれの強みを活かし、連携して訪問型の見守りや通い型の見守り等重層的な見守り活動を進めるとともに、活動未実施エリアでの活動立ち上げに向けた働きかけについて協議を進める。 ③見守り未実施地区の受講者を中心に、見守りについての学習会を小規模単位で実施し、新たな支援者の発掘と組織化に向けて取り組むとともに、その取組成果等について他地区でも共有を行う。 ④見守り活動者の負担を軽減するため、要支援者システムを活用した問い合わせへの迅速な対応や、地域との情報共有について市社協と協議を進める。</p> <p>【地域福祉活動の推進】 ⑥⑦⑧地域福祉の裾野を広げるため、引き続き、高校生・大学生等と市民活動団体が福祉課題の解決に向けて市社協や地域振興センター等と連携しながら協働する取組を支援する。</p>
主要事業の提案につながる項目

令和3年度 施策評価表(令和2年度決算評価)

施策名: 地域福祉
 施策番号: 06 - 03

1 基本情報

施策名	06	地域福祉	展開方向	03	誰もが安心して暮らすを支える基盤づくりを進めます。
主担当局	健康福祉局				

2 目標指標

指標名	方向	目標値 (R4)	実績値						進捗率 (R2)
			H28	H29	H30	R1	R2	R3~R4	
A 孤立感を感じている市民の割合	↓	32.1 %	36.8	41.1	44.6	38.0	40.1		80.0%
B 民生児童委員平均相談支援件数	↑	30.5 件	—	29.5	30.3	29.5	24.7		81.0%
C 地域福祉活動専門員相談支援件数	↑	720 件	—	377	354	339	462		64.2%
D 成年後見等に係る相談支援の終了件数	↑	— 件	—	467	700	591	588		—
E									

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和2年度実施内容を記載)	総合戦略	④
<p>行政が取り組んでいくこと ■誰もが安心して暮らすを支える基盤づくり</p> <p>【包括的・総合的な相談支援体制の充実】 (目的)社会的孤立、社会的排除の状態や制度の狭間であって支援の届かない市民を早期把握し、必要な支援につなげるために地域や専門機関によるネットワークを構築することで、包括的・総合的な相談支援体制の充実を図る。 (成果)①地域担当職員に対しWeb会議による地域福祉の研修を行うとともに、課題を抱え潜在化する市民の早期把握と支援に向け、南北保健福祉センター、子どもの育ち支援センター(いくしあ)、地域包括支援センター職員向けの民生児童委員の役割や活動等についての研修動画を作成し、周知を図った。(目標指標A) ②地域福祉推進協議会において、地域福祉ネットワーク会議で課題提起された「ひきこもり等の支援を拒否する事例の対応」をテーマに協議を行い、支援関係者が情報共有し、課題解決に取り組むための個別支援会議を活用した支援方法の共有を図った。 ③民生児童委員の平均相談支援件数は4.8ポイント低下するなど、4月の緊急事態宣言下で民生児童委員活動が制限されたため、民生児童委員が把握する気がかりな高齢者等の情報をもとに、南北保健福祉センター、いくしあ、地域包括支援センター職員による安否確認等を実施し、民生児童委員活動の支援を行った。(対象者90名)(目標指標B) ④今後、相談対応の増加が懸念される生活困窮や虐待事例に、民生児童委員が関係機関と連携し適切に対応できるよう、生活保護制度や児童虐待の研修、いくしあ職員との意見交換を実施した。(研修実施回数 H30:13回、R1:12回、R2:5回)(目標指標B) ⑤市社協の地域福祉活動専門員(生活支援コーディネーター兼務)が地域住民や地域振興センター等と連携を図り、ゴミ屋敷などの制度の狭間や複合的な課題を抱える世帯の支援に取り組むことなどにより、早期発見・支援のための地域や専門機関との情報共有のネットワークが広がっている。(目標指標C) ⑥市民福祉総合政策学識者会議の会議運営を支援し、社会福祉法に新たに規定された重層的支援体制整備事業(地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するための事業)に資する提言がまとめられた。 (課題)①～⑥課題を抱え地域で潜在化する市民の早期把握と支援につなげるためには、南北保健福祉センターをはじめとした専門機関、地域の支援関係者等が連携する仕組みづくりが課題となっている。 ④民生児童委員が、コロナ禍で増加が懸念される課題に適切に対応できるよう、関係機関との連携の充実を図る必要がある。 ④民生児童委員や地域包括支援センター等との連携が進むことで、多様化・複合化した相談対応が増えているため、地域福祉活動専門員のより一層の専門性の向上が必要となる。</p> <p>【権利擁護に関する支援】 (目的)高齢化の進展等に伴う福祉サービスの利用、金銭管理等の支援にあたり、成年後見に係る相談から、申立、受任者の養成・監督など一体的に支援を行うことで、地域の中で支え合い、誰もがその人らしい生活を送れる体制の充実を図る。 (成果)⑦市社協が実施する福祉サービス利用援助事業(成年後見制度の利用に至らないが、判断能力に不安のある高齢者等を対象に金銭管理等を行う事業)の人員体制整備のための補助を行うとともに、制度の利用促進に向けて市社協と協議し、地域包括支援センターや特別支援学校に事業周知を図った結果、契約件数が増加した。(相談件数 R1:1,770件 R2:1,971件、契約件数 R1:77件 R2:93件) ⑧成年後見に係る相談支援に努めている中で、例えば、親族による後見の申立てに関する支援の途中で、その親族と連絡が途絶えるなど、結果的に支援の長期化や終結に至らない相談が増加したものの、市長による後見の申立てを行うなど可能な限り当事者の権利擁護を図った。また、成年後見等支援センター運営委員会において、関係機関が連携して支援にあたる地域連携ネットワーク機能について協議を進め、連携の重要性につき認識を共有した。(成年後見等支援センターにおける相談対応件数 R1:781件→R2:742件、うち支援終了件数 R1:591件→R2:588件)(目標指標D) ⑨介護事業所や相談支援事業所、民生児童委員など地域で活動する団体・グループに成年後見等支援センターから講師派遣等を行い、制度や市民後見人の活動等について周知啓発を行ったが、コロナ禍の影響により実施回数は5回(R1:12回)に留まった。その一方で、「尼崎市シニア元気UPパンフレット」(令和3年1月発行)に成年後見制度や成年後見等支援センターを紹介する記事を掲載したほか、新たな取組として特別支援学校の進路だよりに成年後見制度や相談窓口を紹介する記事を掲載し高等部3年生に配付することで啓発に取り組んだ。 ⑩令和2年度の市民後見人養成研修については、コロナ禍の影響で中止が懸念される中、施設実習等の体験学習をビデオ学習に代えることで実施を可能とし、11人の受講者に養成研修を実施することができた。なお、令和2年度において8人(R1:6人)が市民後見人として活動しており、登録者を対象としたフォローアップ研修を5回(R1:5回)実施した。 (課題)⑦福祉事業者向けアンケートの結果では、市民、事業者への制度周知不足といった意見が多く、より一層の利用方法の周知とともに、高齢化に伴い増加する相談対応に向けて、関係機関と連携し、相談から制度利用までの時間の短縮を図る必要がある。 ⑧⑨地域包括支援センターや相談支援事業所等が制度利用が必要な人を発見した場合に備えて、関係機関が連携して適切な支援につなげる「地域連携ネットワーク」機能の強化が必要である。 ⑨尼崎市の地域福祉に関するアンケート調査(令和3年3月)によると、成年後見制度の相談先としての成年後見等支援センターの認知度は、事業所47.0%、民生児童委員30.2%、一般市民においては9.5%に留まり、相談先を全く知らない一般市民は59.5%であった。市民や事業所等の制度に対する理解や相談窓口の周知を引き続き進める必要がある。</p>		

3 主要事業一覧

令和3年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和2年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和元年度(平成31年度) 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

4 市民意識調査(市民評価)



6 評価結果

評価と取組方針
<p>・重層的支援体制の構築にあたっては、具体的な事例をもとに検討を進め、複雑・複合化した市民の課題に対して、様々な分野の支援関係者がつながり、支え合いながら、柔軟な支援ができるよう、体制の構築とともにその役割を担える人材の育成に取り組む必要がある。</p> <p>・成年後見制度については、制度対象者への周知とともに、市民後見人の更なる養成を目指し、新たな広報媒体の活用など効果的な周知・啓発に取り組む。</p>

令和3年度の取組
<p>【包括的・総合的な相談支援体制の充実】 ①～⑥複雑・複合化した課題を抱える市民の早期把握と支援に向けて、重層的支援体制の構築に向け、地域住民・支援機関のネットワークを支える体制づくりや支援に必要な情報共有の仕組みづくり等について検討を進める。 ④引き続き、地区民生児童委員協議会や民生児童委員に対して、継続した支援を行うとともに、関係機関との連携を意識した民生児童委員研修の充実を図る。 ⑤地域福祉活動専門員の研修経費の補助や人事交流などを通じて、専門性の向上に向けた支援を行う。</p> <p>【権利擁護に関する支援】 ⑦支援機関向けの制度利用マニュアルの整備や、制度利用の際に各支援機関が担うべき役割を記載したチラシ等を作成、周知することで、相談から制度利用までの期間の短縮を図り、制度利用の促進につなげる。 ⑧成年後見等支援センターを成年後見制度利用促進の中核機関とし、弁護士や民生児童委員、地域包括支援センター、相談支援事業所等で構成する成年後見等支援センター運営委員会を通じて、「地域連携ネットワーク」機能が有効に活用できるよう協議を進める。また、個別の相談事例についても、個別支援会議を活用することで、関係機関が連携して支援ができるよう取り組む。 ⑨成年後見制度の相談窓口である成年後見等支援センターの認知度を向上させるため、市民向け、事業者向けの啓発講座の実施を継続するほか、成年後見制度の利用促進に向けた周知啓発の方法として、グループや団体が発行する広報紙の活用等を検討していく。 ⑩コロナ禍における研修の実施方法を工夫するとともに、市民後見人のやり甲斐や魅力を発信し、市民後見人候補者の確保に努める。</p>
主要事業の提案につながる項目
<p>【包括的・総合的な相談支援体制の充実】 ①～⑥地域の複雑・複合化した支援ニーズに対応するため、重層的支援体制整備事業を実施し、相談支援体制等の充実を図る。</p>